

〔資料紹介〕

ジェノサイド条約適用事件：暫定措置命令

(国際司法裁判所、ウクライナ対ロシア、2022年3月16日)

檜 林 建 司

2022年2月26日、ウクライナは、集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（ジェノサイド条約）の裁判付託条項（第9条）に基づき、ロシアを国際司法裁判所（International Court of Justice、ICJ）に提訴した¹⁾。両国とも、同条約の当事国であり、第9条に付していた留保を1989年に撤回している。

ウクライナはICJに対し、(i)ロシアの主張とは異なり、ルハンスク州とドネツク州において同条約第3条にいうジェノサイドが行われていないと宣言すること、(ii)ロシアはウクライナにおいて同条約に基づくジェノサイド防止や処罰を目的としたいかなる行動もとれないと宣言すること、(iii)「ドネツク人民共和国」と「ルハンスク人民共和国」に対するロシアの独立承認は、同条約上の根拠がないと宣言すること、(iv)ロシアによる「特別軍事作戦」は同条約上の根拠がないと宣言すること等を求めた。

あわせて、ウクライナはICJに対し、次の4つの暫定措置を命ずるよう求めた。(a)ロシアは、ジェノサイドの防止と処罰を目的とすると称するウクライナにおける軍事活動を即時に中止すること、(b)ロシアは、自ら指揮または支援する部隊等が、ジェノサイドの防止と処罰を目的とすると称するウクライナにおける軍事活動を進めないよう即時に確保すること、(c)ロシアは、紛争を悪化させるいかなる行動もとらないこと、(d)ロシアは、暫定措置命令の履行のためにとった措置につき、ICJへ定期的に報告すること。

他方、ロシアは、暫定措置に関する口頭弁論に出席していなかったが、口頭弁論終了直後に、本件につきICJの管轄権がない旨を主張する書簡をICJに提出した。その骨子は、(x)「特別軍事作戦」の法的根拠は、国際連合（国連）憲章第51条及び慣習法に基づく自衛権であり、ジェノサイド条約を根拠とするものではないこと、(y)自衛権行使につき説明するために国連憲章第51条にしたがって送付した2022年2月24日付の国連事務総長あての書簡（S/2022/154）で紹介されているプーチン大統領の自国

民向け演説には、ジェノサイドへの言及が含まれているが、それは「特別軍事作戦」の法的根拠としてジェノサイドを援用したものではないこと、(z)ジェノサイド条約の解釈等に関する両国間の紛争は存在せず、ICJは同条約に基づく管轄権を有しないので、ICJは暫定措置の指示をせず本件を事件リストから削除すべきであること。

ICJは、2022年3月16日、暫定措置を命令した²⁾。ウクライナが要求した(a)と(b)については、「ジェノサイドの防止と処罰を目的とすると称する」という文言を除いた形で認め(賛成13、反対2。反対は、ロシア出身と中国出身の裁判官)、(c)については、主語を「ロシア」から「両当事者」に修正したうえで認め(全員一致)、(d)については全く言及しなかった。大筋において、ウクライナの要求に沿った内容と言えよう。なお、ICJは命令のなかで、暫定措置がICJ規程第41条に基づき法的拘束力を有することを確認している。

暫定措置を決定するに当たり、ICJは、①本件につきICJが一応の(prima facie)管轄権を有するか、②ウクライナは蓋然性のある(plausible)権利を有するか、③当該権利と暫定措置との間に関連性(link)があるか、④回復不能な損害が生じる差し迫った危険があるか、を検討している。

論点①につき、ICJ(多数意見)が重視したのは、プーチン大統領をはじめロシア政府の複数の高官が、「特別軍事作戦」の目的はジェノサイドから人民を守ることにありと表明していることや、2014年以来、ロシアの国家機関がウクライナ政府高官によるジェノサイド行為について刑事手続を開始していることである。こうしたことに着目し、ICJは、ジェノサイド条約の解釈、適用または履行を巡って両国間に紛争(dispute)が一応は存在することが立証されたと判断した。なお、「特別軍事作戦」は自衛権を根拠としているというロシアの主張に対しては、ある種の行為は、複数の条約(本件について言えば、国連憲章とジェノサイド条約)が関わる紛争を生じさせようとして、ロシアの主張が一応の管轄権を排除するものではないと述べている。

論点②につき、ICJは、ジェノサイドを防止し処罰するための行為が、ジェノサイド条約や国連憲章等に則ってなされなければならないことを指摘し、そもそも同条約が他国に対する一方的な武力行使を許可していることは疑わしいと述べている。そのうえで、ICJは、ウクライナが、ジェノサイドの防止と処罰を目的とすると主張されるロシアの軍事活動にさらされない蓋然性のある権利を有していると判断した。

論点③につき、ICJは、ウクライナの「上記(a)と(b)の措置は、ジェノサイド条約当事国による同条約の誠実な実施(good faith performance)を受ける権利と直接に関連している」という主張をそのまま受け入れている。

論点④につき、ICJは、2022年3月2日の国連緊急特別総会決議(A/RES/ES-11-1)に言及しつつ、「特別軍事作戦」が多くの文民の死傷者を出しインフラ等に重大な損

害を与えていること等を根拠に、回復不能な損害が生じる差し迫った危険があると判断した。

暫定措置命令を出すにあたり、ICJが論点①～④につき検討したことは、標準的なフォーマットに則ったものである³⁾。論点①については、両国間でジェノサイド条約の解釈に関する紛争があるとの判断は妥当である。論点②と③については、軍事活動にさらされない権利は、ジェノサイド条約から生じるのではなく、武力行使禁止原則（国連憲章第2条4項等）から生じるものなので、ICJは暫定措置を命令すべきでないとの異論も十分にありうる⁴⁾。多数意見に賛成した裁判官のなかにも、「ICJは、蓋然性のある権利の根拠を、ジェノサイド条約のなかに見出せていない」と批判する者⁵⁾がいる。この点については今後の審理で十分に検討されるべきだが、ICJは、ウクライナの立場に寄り添うべく、あるいは国際社会の一般的な利益を考慮して⁶⁾、暫定措置命令の段階における自らの裁量を広く認めた（少なくともせまく限定しなかった）と解される⁷⁾。論点④については、現在進行形で多大の犠牲や損害が出ていることを見れば、ICJの判断に異論はなかろう。

なお、ロシアは、2022年10月3日に先決的抗弁を提出し、ICJの管轄権等を争う姿勢を示した。また、2022年12月16日現在、欧米諸国等33カ国もの国が、ウクライナへの連帯を示すべく、ICJ規程第63条に基づき訴訟参加を宣言している⁸⁾。

1) 本事件の暫定措置命令は、ICJのHPで入手した。

ALLEGATION OF GENOCIDE UNDER THE CONVENTION ON THE PREVENTION AND PUNISHMENT OF THE CRIME OF GENOCIDE (UKRAINE v. RUSSIAN FEDERATION): REQUEST FOR THE INDICATION OF PROVISIONAL MEASURES, ORDER (16 March 2022)

(<https://www.icj-cij.org/public/files/case-related/182/182-20220316-ORD-01-00-EN.pdf>)

2) この暫定措置命令を扱った日本語文献としては、次の4つ等がある。酒井啓巨「進行中の武力紛争と国際司法裁判所—ロシア・ウクライナ紛争に見る国際司法裁判所の役割と限界—」『国際問題』No.710、2022年12月、34-43ページ。浅田正彦「第1章 ウクライナ戦争と国際法—政治的・軍事的側面を中心に—」浅田正彦・玉田大編著『ウクライナ戦争をめぐる国際法と国際政治経済』、2023年2月、5-37ページ（特に8-11ページ）。東澤靖「国際司法裁判所：ジェノサイド条約暫定措置の決定（ウクライナ対ロシア、2022年3月16日）」『明治学院大学法学研究』第114巻、2023年2月、173-187ページ。上原有紀子・島村智子・青井佳恵「ロシアによるウクライナ侵襲と国際法—武力行使禁止原則・国際裁判の活用—（中）」『調査と情報』第1230号、2023年3月、1-13ページ（特に8-10ページ）。

3) 岩沢雄司『国際法』、2020年3月、656-658ページ。

4) 浅田、前掲注2、10-11ページ。

5) DECLARATION OF JUDGE BENNOUNA

- 6) 酒井は、グローバルガバナンスの担い手としての ICJ の役割に着目している。前掲注 2、40 ページ。
- 7) この点に関連して、「ICJ は本事件につき一応の管轄権を有せず暫定措置命令を出すべきでない」と主張する 2 裁判官が、暫定措置の 3 番目に賛成していることも注目される。一応の管轄権がないとの立場であれば、暫定措置の 3 番目にも反対するのが自然であろう。
- 8) 裁判の進行状況等については、ICJ の HP (<https://icj-cij.org/case/182>) を参照。